

締約国に関する情報 Z A	南アフリカ	附属書 B 1 Z A
	一般情報	
国内官庁の名称	Companies and Intellectual Property Commission (CIPC) (South Africa) 企業知的所有権委員会 (CIPC) (南アフリカ)	
所在地	77 Meintjies Street, Block F, Sunnyside, Pretoria 0002, South Africa	
郵便のあて名	Intellectual Property: Private Bag X400, Pretoria 0001, South Africa	
電話番号	(27-12) 394 50 01, 394 50 84	
電子メール	epct@cipc.co.za	
インターネット	www.cipc.co.za	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	電子メール	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願、国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙、又は委任状である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
南アフリカの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により企業知的所有権委員会 (CIPC) (南アフリカ) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
南アフリカが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	企業知的所有権委員会 (CIPC) (南アフリカ) (国内段階参照)	
南アフリカを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許、追加特許	
国際型調査に関する南アフリカの規定	なし	

[次頁に続く]

Z A	南アフリカ (続き)	Z A
国際公開に基づく仮保護	な し	
南アフリカが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
南アフリカが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あ り (附属書L参照)	